一般廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書

(業務の概要)

1 受託者は、福島県立宮下病院から排出される一般廃棄物を、指定場所から収集運搬し、最終処分を行うこととする。

(契約期間)

2 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(対象物)

- 3 業務の対象となる一般廃棄物は、下記のとおりとする。
 - ① 指定場所に集積してある可燃物 (リサイクル含む)
 - ② 指定場所に集積してあるビン、空き缶(鉄・アルミ)などの不燃物

(予定数量)

- 4 可燃物・不燃物のそれぞれの予定数量は下記のとおりとする。
 - ① 可燃物(リサイクル含む) 月間 912kg
 - ② 不燃物 月間 48kg

(収集日)

5 一般廃棄物の収集日は、水曜日と土曜日の週2回とする。なお、水曜日、土曜日が 休日にあたる場合は、事前に宮下病院と受託者で協議して収集日を定めることとす る。

(確認·報告)

6 作業が完了したときは、その都度確認を受けるとともに、一般廃棄物処理報告書により、搬出量等を報告しなければならない。